

事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令新旧対照条文

目次

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）	3
○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第二条関係）	4
○ 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）（第三条関係）	5
○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第四条関係）	6
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第五条関係）	8
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）（第六条関係）	11
○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第七条関係）	12
○ 森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）（第八条関係）	13
○ 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第九条関係）	15
○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第十条関係）	17
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第十一条関係）	18
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十二条関係）	19
○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（第十三条関係）	20
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十四条関係）	21
○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十五条関係）	22

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十六条関係）	23
○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第十七条関係）	24
○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第十八条関係）	25
○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十九条関係）	27
○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二十条関係）	28
○ 信託法施行令（平成十九年政令第九十九号）（第二十一条関係）	30
○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（第二十二条関係）	32
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（第二十三条関係）	33
○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第二十四条関係）	35
○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（第二十五条関係）	37
○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二十六条関係）	38
○ 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）（第二十七条関係）	39
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第二十八条関係）	40
○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第二十九条関係）	41
○ 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（第三十条関係）	49

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号） （第一条関係） （傍線部分は改正部分）	
改 正 案	現 行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 （略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十一 （略） 五十二 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条 （略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 五十一 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（交付要求書の記載事項等） 第三十六条 （略） 2・3 （略） 4 前項に規定する通知及び法第八十四条第三項（交付要求の解除の通知）において準用する法第五十五条の規定による通知は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続、<u>企業価値担保権の実行手続</u>又は破産手続であるときは、<u>すること</u>を要しない。	（交付要求書の記載事項等） 第三十六条 （略） 2・3 （略） 4 前項に規定する通知及び法第八十四条第三項（交付要求の解除の通知）において準用する法第五十五条の規定による通知は、交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、<u>すること</u>を要しない。

改 正 案	現 行
（新設分割について民法等を準用する場合の読替え） 第三十六条 （略） 2 法第七十条の三第五項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「分割をする会社」とあるのは「農業協同組合法第七十条の三第二項第三号に規定する新設分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同号に規定する新設分割組合及び同項第一号に規定する新設分割設立組合」と読み替えるものとする。 （名称の使用制限の適用除外） 第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律第五十五条第一項の規	（新設分割について民法を準用する場合の読替え） 第三十六条 （略） （新設） （名称の使用制限の適用除外） 第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

定による指定

改 正 案	現 行
（公開買付けの撤回等） 第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一・二 （略） 三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。 イ・ロ （略） ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、<u>企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）</u>がなされたこと。 ニ・ヌ （略） 四・五 （略） 2 （略）	（公開買付けの撤回等） 第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一・二 （略） 三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。 イ・ロ （略） ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は<u>企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）</u>がなされたこと。 ニ・ヌ （略） 四・五 （略） 2 （略）

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 十六 (略)

十七 事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十

二号)第五十五条第一項の規定による指定

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号(法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第三項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。)、第十一号(法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 十六 (略)

(新設)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関、特別金融商品取引業者並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号(法第六十三条の五第一項から第三項まで及び第六十三条の十三第三項から第三項までの規定による処分に係る部分に限る。)、第十一号(法第六十三条の五第六項及び第六十三条の十三第六

項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一〇十九（略） 二十 法第六十五条の三第一項の規定による意見の求め及び依頼の受理 二十一〇二十七（略） 三〇七（略）	項の規定による公告に係る部分に限る。）、第十二号、第十四号（法第六十三条の五第四項及び第六十三条の十三第四項の規定による聴聞に係る部分に限る。）、第十五号（法第六十三条の五第五項及び第六十三条の十三第五項の規定による通知に係る部分に限る。）及び第十九号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一〇十九（略） 二十 法第六十五条の三第一項の規定による依頼の受理 二十一〇二十七（略） 三〇七（略）
--	---

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 <u>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</u>	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一〇九 （略） 十 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行により換価する場合</u> 十一・十二 （略）	（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合） 第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。 一〇九 （略） 十 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）<u>又は企業担保権の実行により換価する場合</u> 十一・十二 （略）

改 正 案	現 行
（出資組合の吸収分割について民法等を準用する場合の読替え） 第八条 （略） 2 法第八十八条の五第一項の規定により事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」と読み替えるものとする。 え） （出資連合会の吸収分割について民法等を準用する場合の読替え） 第十六条 （略） 2 法第八十八条の七の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合には、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の四第一	（出資組合の吸収分割について民法を準用する場合の読替え） 第八条 （略） （新設） え） （出資連合会の吸収分割について民法を準用する場合の読替え） 第十六条 （略） （新設）

項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

（新設分割について民法等を準用する場合の読替え）

第十八条 （略）

2 法第百八条の十五の規定により事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」と読み替えるものとする。

（新設分割について民法等を準用する場合の読替え）

第十八条 （略）

（新設）

改正案	現行
（資本取引に係る契約締結等行為） 第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。 一・一の二（略） 二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二條第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は金融商品取引法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六	（資本取引に係る契約締結等行為） 第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいい、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。 一・一の二（略） 二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二條第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は金融商品取引法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二條第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」と

年法律第五十二号) 第六条第三項に規定する企業価値担保権 信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。 () の締結 三〇十 (略) 二〇四 (略)	いう。() の締結 三〇十 (略) 二〇四 (略)
--	---

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五條の十九 法第六條の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二條の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 <u>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五條第一項の規定による指定</u>	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五條の十九 法第六條の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二條の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） <u>十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</u>	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十四条の十四 法第二百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 一十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十四条の十四 法第二百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 一十六 （略） （新設）

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） （新設）

○ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外） 第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外） 第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

○ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第十八条関係）

改正案	現行
（登録の拒否に係る法律） 第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号	（登録の拒否に係る法律） 第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号

（、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。同法第三章第三節に係る部分に限る。）とする。

（、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）とする。

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十五条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定 （信託会社等に関する権限の財務局長への委任） 第二十条 （略） 2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号（管理型信託会社に係るものを除く。）に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 十 （略） 十一 法第五十条第一項及び第六十二条第一項の規定による意見の求め及び依頼の受理並びに法第五十条第二項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述	（名称の使用制限の適用除外） 第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設） （信託会社等に関する権限の財務局長への委任） 第二十条 （略） 2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号及び第七号（管理型信託会社に係るものを除く。）に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 一 十 （略） 十一 法第五十条第一項及び第六十二条第一項の規定による依頼の受理並びに法第五十条第二項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述

3
3
6
(略)
(略)

3
3
6
(略)
(略)

改 正 案	現 行
（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人） 第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 一 （略） 二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ （略） ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）（同法第三編に規定する法律（平成十年法律第百五号））、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百	（受益者の定めのない信託の受託者となることができる法人） 第三条 信託法附則第三項の政令で定める法人は、国、地方公共団体及び次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。 一 （略） 二 業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。 イ （略） ロ 信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）（同法第三編に規定する法律（平成十年法律第百五号））、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百

三十一号)の規定(同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。)、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の規定若しくは事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)の規定(同法第三章第三節に係るものに限る。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一号若しくは第五十一条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ
(略)

三十一号)の規定(同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。)、若しくは信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の規定に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一号若しくは第五十一条の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ
(略)

改 正 案	現 行
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 <u>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</u>	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第二十三条 法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

改正案	現行
（金融機関等の特定取引） 第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引	（金融機関等の特定取引） 第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。 一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ・ロ (略) ハ 信託(受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利(同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。) 又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。) である信託及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) 第二条第一項に規定する信託契約又は事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号) 第六条第三項に規定する企業価値担保信託契約に係る信託を除く。 以下この条において同じ。) に係る契約の締結 ニユ (略) 二七 (略) 二三 (略)	イ・ロ (略) ハ 信託(受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利(同項第十二号から第十四号までに掲げる受益証券に表示される権利を除く。) 又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。) である信託及び担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) 第二条第一項に規定する信託契約に係る信託を除く。 以下この条において同じ。) に係る契約の締結 ニユ (略) 二七 (略) 二三 (略)
---	---

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第二十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 法第六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。 一〇八 （略） 九 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）<u>第二十六条第一項に規定する審判官</u> 十〇二十 （略） 2 （略） 別表第一（第五条関係）		（部長又は課長の職に準ずる職） 第十三条 法第六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。 一〇八 （略） 九 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）<u>第二十五条第一項に規定する審判官</u> 十〇二十 （略） 2 （略） 別表第一（第五条関係）	
金融庁	（略）	金融庁	（略）
総合政策局（金融庁設置法 <u>第二十六条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。</u> ） 企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局		総合政策局（金融庁設置法 <u>第二十五条第一項に規定する審判官は当該局に属するものとする。</u> ） 企画市場局 監督局 証券取引等監視委員会に置かれる事務局	

(略)	(略)	公認会計士・監査審査会に置かれる事務局
(略)	(略)	公認会計士・監査審査会に置かれる事務局

○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） 十七 <u>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定</u>	（名称の使用制限の適用除外） 第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一 十六 （略） （新設）

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） 十七 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定	（名称の使用制限の適用除外） 第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。 一〇十六 （略） （新設）

○ 復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例） 第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。		（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例） 第十三条 法第四章の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。	
2 5 （略）	第一欄	第二欄	第三欄
	（略）	（略）	（略）
	事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）	第百二十八条	所得税
		所得税	所得税及び復興特別所得税
2 5 （略）	第一欄	第二欄	第三欄
	（新設）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇五十一 （略） <u>五十二 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪</u>	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇五十一 （略） （新設）

改 正 案	現 行
（総合政策局の所掌事務） 第三条 （略） 2 （略） 3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十六号、第三十八号（ト、カ及びヨに係る部分に限る。）及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除くものとする。 （企画市場局の所掌事務） 第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう	（総合政策局の所掌事務） 第三条 （略） 2 （略） 3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十六号、第三十八号（ト、カ及びヨに係る部分に限る。）及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。 （企画市場局の所掌事務） 第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 （略） （新設）

。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関する
こと（他省の所掌に属するものを除く。）。

六〇二十（略）

二十一 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第九号から第十五号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十六号及び第十八号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

（監督局の所掌事務）

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

五〇十九（略）

（新設）

2 前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第八号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十五号及び第十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

（監督局の所掌事務）

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イゝホ (略)

へ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理(第十五条第一項第十四号及び第二十一条第一項第七号において「再編強化法代理業務」という。)を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

トゝラ (略)

ム 信託業(担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。第十五条第一項第二十五号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。)又は信託契約代理業を営む者及び信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者

ウゝオ (略)

ク 認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成

イゝホ (略)

へ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理(第十五条第一項第十三号及び第二十一条第一項第七号において「再編強化法代理業務」という。)を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

トゝラ (略)

ム 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。第十五条第一項第二十四号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。)又は信託契約代理業を営む者及び信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者

ウゝオ (略)

ク 認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成

十一年法律第十八号)第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第七号イにおいて同じ。)

二 (略)

三 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第九号において同じ。)の適格性の認定及びあつせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等(同法第二百十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。同号において同じ。)の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第十号において同じ。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

五 (略)

六 事業性融資の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

七十三 (略)

十四 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策

十一年法律第十八号)第三十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。第十九条第一項第六号イにおいて同じ。)

二 (略)

三 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第八号において同じ。)の適格性の認定及びあつせん並びに預金保険機構による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等(同法第二百十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。同号において同じ。)の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等(農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十一条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第九号において同じ。)の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

五 (略)

(新設)

六十二 (略)

(新設)

（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ム及びヰからクまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第八号及び第十号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからネまで、ラ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号力及びナに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第六号、第十一号及び第十四号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（総合政策課の所掌事務）

第十一条 （略）

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除くものとする。

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ム及びヰからクまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号及び第九号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからネまで、ラ及びウに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号力及びナに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

（総合政策課の所掌事務）

第十一条 （略）

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること
と(他省の所掌に属するものを除く。)

十一 三十四 (略)

三十五 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(事業性融資の推進に関するものに限る。)について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること(事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。)

三十六 (略)

2 前項の場合において、同項第二十号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十三号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

(新設)

十一 三十三 (略)

(新設)

三十四 (略)

2 前項の場合において、同項第十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七〇十二（略）

十三 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

十四（略）

2 前項の場合において、同項第六号及び第十三号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第七号イからへまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第八号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを除くものとする。

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第七号ホに掲げる者を除くものとする。

イ〱へ（略）

（新設）

六〇十一（略）

（新設）

十二（略）

2 前項の場合において、同項第六号イからへまでに掲げる者の監督に関する事務及び同項第七号に掲げる事務については、総合政策局の所掌に属するものを除くものとする。

（銀行第一課の所掌事務）

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号ホに掲げる者を除くものとする。

イ〱へ（略）

二 (略) 2 (略) (保険課の所掌事務) 第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、二にあつては第十九条第一項第七号へに掲げる者を除くものとする。 イゝへ (略) 二ゝ六 (略) 2 (略)	二 (略) 2 (略) (保険課の所掌事務) 第二十二条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあつては郵便保険会社を、ロにあつては日本郵政株式会社を、二にあつては第十九条第一項第六号へに掲げる者を除くものとする。 イゝへ (略) 二ゝ六 (略) 2 (略)
--	--

○ 金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一〇十八 （略） 十九 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定を受けた者	金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一〇十八 （略） （新設）